

# 「かほく市ビジネスイノベーション補助金」に関するQ&A

令和7年5月9日 初版

令和8年2月18日 第2版

令和8年3月10日 第3版

## 【新規創業者向け（パターン1、パターン3）】

### Q1. 新規創業者とはどのような人のことを指しますか。

A. 新規創業者とは、これまで事業主や代表者として事業を行ったことのない方が、初めて自ら個人事業主または法人の代表者として事業を開始した方となります。そのため、過去に個人事業主または法人の代表者であった方の場合は、対象となりません。

### Q2. 会社等に雇用されている状態ですが、副業として新規創業する場合は、制度の対象となりますか。

A. 補助対象者の条件を全て満たし、かつ開業届を提出する場合は、対象となります。

### Q3. 開業届を出してから6か月を経過していますが、交付申請をしたいです。この場合は新規創業者の対象となりますか。

A. 開業届を出してから6か月を経過した場合の交付申請は、対象となりません。ただし、当該事業者が空き家空き店舗活用事業者の要件を満たす場合は、空き家空き店舗活用事業者として本補助金の申請を行うことができます。その場合でも、工事着手前に事業認定申請を行っていないければ、本補助金の対象となりませんのでご注意ください。

### Q4. 新規創業者として開業済ですが、開業届を税務署に提出していません。この場合は新規創業者として補助金の対象となりますか。

A. 開業届を提出していない場合は、本補助金の対象となりません。速やかに金沢税務署へ開業届を提出してください。

### Q5. 新規創業者の要件を満たしますが、開業に必要な支出を行っていません。その場合は補助金の支給はありますか。

A. 本補助金は、該当する補助対象経費を支出した場合に、それぞれの補助対象経費に対して補助額を算定し、合計した補助金を交付するものになります。したがって開業に必要な支出が無い場合は、本補助金の交付はありません。

### Q6. 指定する融資制度を活用し借入をしています。交付申込書に添付する「補助事業収支予算書」と、交付申請書に添付する「補助事業収支報告書」について、借入額のほうが補助対象経費より大きい場合、収入合計と支出合計の釣り合いがとれません。どうすればよいですか。

A. その場合は、支出の合計欄の欄外下部に「その他（運転資金）」を追記いただき、収入合計から補助対象経費を引いた金額を「その他（運転資金）」として記入してください。

**Q 7. かほく市内に主たる事務所を有している新規創業者ですが、整備する土地や建物、備品等がかほく市外に所在する場合、それらは補助対象経費となりますか。**

A. かほく市外に所在する土地や建物、備品等については、補助対象となりません。

**【空き家空き店舗活用事業者向け（パターン2、パターン3）】**

**Q 8. 同一地番内に空き家となっている住居と未活用の倉庫があり、倉庫を改修してカフェを開業することとしています。この場合、空き家空き店舗活用事業者として補助金の対象となりますか。**

A. 空き家となっている住居と未活用の住居以外の建物が同一地番内にある場合、住居以外の建物も本補助金交付要綱上「空き家」と定義しているため、住居以外の建物も補助金の対象となります。ただし、認定申請の前に住居や住居以外の建物に居住または住民票を移した場合は補助金の対象外となります。

**Q 9. 単なる倉庫（同一地番に住居がない場合）は空き家空き店舗活用事業者として補助金の対象となりますか。**

A. 倉庫のみでは対象外となります。ただし、当該倉庫が過去に商業等の事業の用に供されていた実績が確認できる場合は、空き店舗等として対象となります。そうでない場合は、当該事業者が新規創業者であれば、開業後6か月を経過していない場合に限り、新規創業者として本補助金の申請を行うことができます。

**Q 10. 居住している住居と未活用の倉庫が一続きの建物で、かつ住居と倉庫が同一地番ではない場合、倉庫部分は空き家空き店舗活用事業者として補助金の対象となりますか。**

A. 居住している住居と住居以外の建物が一続きの建物である場合は、同一地番かどうかを問わず、いずれの建物も空き家空き店舗としては認められないため対象外となります。対象とならない場合、当該事業者が新規創業者であれば、開業後6か月を経過していない場合に限り、新規創業者として本補助金の申請を行うことができます。

**Q 11. 空き家バンクに登録されている住居を購入しました。その際、若者マイホーム取得奨励金制度も活用しましたが、本奨励金とビジネスイノベーション補助金との兼ね合いはどうなりますか。**

A. ビジネスイノベーション補助金の施設整備費の補助対象経費から、若者マイホーム取得奨励金を差し引いた額を補助対象経費とします。

**Q 12. 認定申請書を提出する前に空き家がある住所へ住民票を移しました。空き家空き店舗活用事業者として補助金の対象となりますか。**

A. 認定申請書提出前に該当物件に住民票がある場合は、空き家としては認められないため対象外となります。ただし、新規創業者としての要件を満たす場合は、新規創業者として本補助金を適用することが可能です。

**Q 1 3. 空き家空き店舗の一部を事業に利用しますが、空き家空き店舗活用事業者として補助金の対象となりますか。**

A. 事業に利用する部分のみの面積で按分し、施設整備費を計算します。例えば、空き店舗の総面積が180㎡で利用する部分が60㎡の場合、按分率は33.3%となります。施設整備費についてはこの按分率を乗じ補助対象経費を算出することになります。なお、物件改修工事費については、事業に利用する部分のみの工事を補助対象経費とするほか、空き家空き店舗全体に係る工事がある場合は、その該当額については施設整備費で用いた按分率を乗じ物件改修工事費の補助対象経費を算定します。

**Q 1 4. 市内のショッピングセンター内のテナントで開業したいと考えていますが、空き家空き店舗活用事業者として補助金の対象となりますか。**

A. 市内に存する戸建ての空き家や空き店舗を解消し、市内の賑わいを創出することを制度の趣旨としていることから、テナントでの開業は空き家空き店舗活用事業者の対象外となります。ただし、当該事業者が新規創業者である場合は、開業後6か月を経過していない場合に限り、新規創業者として本補助金の申請を行うことができます。

**Q 1 5. マンション、アパートの一室を店舗として営業していた空き店舗にて創業したいと考えていますが、空き家空き店舗活用事業者として補助金の対象となりますか。**

A. 市内に存する戸建ての空き家や空き店舗を解消し、市内の賑わいを創出することを制度の趣旨としていることから、マンションやアパートの一室やその建物のある部分での開業は空き家空き店舗活用事業者の対象外となります。ただし、当該事業者が新規創業者である場合は、開業後6か月を経過していない場合に限り、新規創業者として本補助金の申請を行うことができます。

**Q 1 6. 2階建ての店舗ですが、複数の部屋があり、それぞれ店舗や事務所に賃貸している物件は空き家空き店舗活用事業者として補助金の対象物件となりますか。**

A. 賃貸ビル内の空き店舗は対象外としています。なお、何階建てかは関係なく、複数の部屋がそれぞれ賃貸物件である建物については、本制度上賃貸ビルとして取り扱います。ただし、当該事業者が新規創業者である場合は、開業後6か月を経過していない場合に限り、新規創業者として本補助金の申請を行うことができます。

**Q 1 7. 住居兼店舗であった戸建ての建物で、住居部分には現在住まいをしている者がいますが、店舗部分は休業しています。その店舗部分で創業する場合、空き家空き店舗活用事業者として補助金の対象となりますか。**

A. 補助金の対象とします。なお、店舗部分について、住まいをしている方が所有しているのであれば、その方と賃貸借契約を締結する必要があります。

**Q18. 物件の所有者以外の者（法人であれば従業員ではない外部の者）が、対象となる事業所や空き家等で営業を行うことについては対象となりますか。**

A. 物件所有者自らが直接サービスを提供し、利益を得る行為である場合に対象とします。よって、所有者以外の者が事業所や空き家等で営業を行った場合は補助金の対象外となりません。

**Q19. 空き家または空き店舗を補助対象者の親から取得した場合、補助対象経費となりますか。**

A. 三親等以内の親族から空き家または空き店舗を取得または賃借した場合は、その物件にかかる施設整備費、物件改修工事費および賃借料は補助対象経費となりません。ただし、当該物件の所有者が法人であり、その法人から取得または賃借する場合は補助対象経費となります。

**Q20. 空き家または空き店舗物件を探していますが、物件は市で紹介してもらえますか。**

A. 市においては、インターネットを通じて広く情報を公開するために「空き家バンク」制度を設けています。空き家を所有する方で、賃貸または売買の希望がある方に、空き家バンクに登録していただき、空き家を借りたい人や買いたい人に情報を提供していくものです。情報提供している空き家については、当市ホームページをご確認ください。

その他の物件の斡旋や紹介は行っておりませんので、最寄りの不動産業者等にご確認ください。

**Q21. 空き家または空き店舗を活用する場合、なぜ工事着手前に事業認定申請が必要となるのですか。**

A. 該当の空き家または空き店舗が、事業認定申請（工事着手前）の時点で、居住実態や商業等で使用されていないかを判断するため、工事着手前の事業認定申請を必須としています。

**Q22. 空き家または空き店舗を活用しますが、事業認定申請をしないまま工事着手を始めました。この場合は空き家空き店舗活用事業者の対象となりますか。**

A. 工事着手後の事業認定申請は、原則認められません。ただし、当該事業者が新規創業者である場合は、開業後6か月を経過していない場合に限り、新規創業者として本補助金の申請を行うことができます。

**Q23. 本補助金の対象となる空き家空き店舗以外の場所に、整備する土地や建物、備品等が所在する場合、それらは補助対象経費となりますか。**

A. 本補助金の対象とする空き家空き店舗以外の場所に所在する土地や建物、備品等については、補助対象となりません。

**Q24. 空き家空き店舗を工事や改修を行わず営業（仮営業を含む）を開始する場合、最初の交付申込と空き家等認定申請はいつ行えばよいですか。**

A. 事業所として営業（仮営業を含む）を開始する前に、最初の交付申込かつ空き家等認定申請を行ってください。工事や改修を行わない場合、物件改修工事費に算定する経費はありません。

**Q 2 5. 創業済、または空き家空き店舗を活用したことがあります、本補助金または空き家空き店舗活用事業補助制度（旧制度）の活用は行っておらず、補助金の交付も受けたことがありません。その場合、新たな空き家空き店舗を活用する際に本補助金の手続きをすることはできますか。**

A. 交付対象者の要件を全て満たし、空き家空き店舗の要件も満たしている場合は、本補助金の手続きを行うことが可能です。ただし、Q 4 8のとおり、本補助金の交付は一回限りであるため、市内の複数の空き家空き店舗の活用を検討している場合は、どの物件を本補助金の手続き対象とするか、選択する必要があります。

**Q 2 6. 同一地内に存在しない2件以上の空き家空き店舗について、まとめて一度に本補助金の対象物件として手続きをすることはできますか。**

A. いずれか1件の空き家空き店舗のみを補助制度の対象とします。

**Q 2 7. 市内の自宅（または自宅の一部）を事業所として活用していますが、事業推進のため別の場所にある空き家空き店舗の活用を検討しています。それにより自宅（または自宅の一部）を事業所として活用しなくなる場合、パターン2の要件である「かほく市内の移転ではないこと」に合致しますか。**

A. 市内の自宅（または自宅の一部）を事業所として活用しなくなった後の所有や賃借の有無、および活用方法により別途判断とします。

（パターン2とする場合の例）

- ・ 自宅（または自宅の一部）を事業主（またはその世帯員）が所有または賃借を継続し、かつ居住を行う場合
- ・ 店舗としての機能を有しない（対外的に販売や役務の提供を行わない）事務所を兼ねた居住用の自宅（または自宅の一部）から、空き家空き店舗として事業活用する物件の一部に居住をする目的で引っ越しをする場合

## **【共通】**

**Q 2 8. 新規創業者ですが、空き家または空き店舗を活用して創業します。その場合の補助金算定はどのようにして行えばよいですか。**

A. 市ホームページに掲載しているパターン1～3のうち、要件に合致するパターンを1つだけ選択することとなります。要件に合致するパターンが複数ある場合、補助金の上限額が多くなるパターンを選択すると次のとおりになります。

- ・ 新規創業者かつ空き家空き店舗活用事業者（パターン2の要件に該当）の場合  
… パターン2 空き家空き店舗活用事業者で、指定する要件を全て満たす方
- ・ 新規創業者（パターン1の要件に該当）で空き家空き店舗活用事業者（パターン2の要件に該当しない）の場合  
… パターン1 新規創業者で、指定する創業者支援融資制度を利用

**Q 2 9 . 補助対象者の要件に「開業後 6 か月を経過していないもの」とありますが、開業の基準となる日はいつですか。**

- A. 新規創業者の場合は、「個人事業の開業・廃業等届出届」に記載の開業日となります。  
空き家空き店舗活用事業者の場合は、対象となる空き家または空き店舗の改修等が完了し、実際にその場所で営業を開始した日となります。要件の確認については、営業開始日の分かるもの（オープンチラシ等）で判断します。

**Q 3 0 . 交付申込書に添付する「補助事業収支予算書」と、交付申請書に添付する「補助事業収支報告書」について、支出の金額欄は補助対象経費となるもののみ記載すればよいですか。**

- A. ご認識のとおりです。補助対象経費のみ記載いただき、備考欄にその内訳について記載してください。

**Q 3 1 . 交付申請書の添付書類に「2 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し」とありますが、領収書が無い場合はどのような書類を添付すればよいですか。**

- A. 領収書（但し書きが記載されているもの）が無い場合は、次の書類を添付してください。
- ・請求書又は購入先から発行された支払先が分かる書類の写し
  - ・該当の支払をしたことが分かるもの
- 例：通帳やインターネットバンキングの振込明細の写し、クレジットカードの支出明細

**Q 3 2 . 補助対象者の要件に「かほく市商工会に加盟するもの」とありますが、加盟ができない例とはどのようなものがありますか。**

- A. 加盟ができない事業者として、次のようなものがあります。
- ・かほく市商工会が加盟を認めない法人である場合  
例：地方公共団体、独立行政法人、特殊法人
  - ・個人事業主のうち、次のような業種である場合  
例：イラストレーター（職業的なものを除く）、映画監督業（フリーを除く）、演出家業（専属の場合）、家庭教師、芸者、検番、公証人、作曲家、声楽家、彫刻家、俳優、美術家、ピアニスト、ポスター画家（職業的なものを除く）、落語家

具体的な加盟の可否については、かほく市商工会（Tel：076-204-6822、かほく市高松ク 42 番地 1）へお問い合わせください。

**Q 3 3 . かほく市商工会はどこにありますか。**

- A. かほく市商工会は、高松産業文化センター 2 階にあります。  
Tel：076-204-6822、かほく市高松ク 42 番地 1

**Q 3 4 . かほく市商工会に加盟するための年会費や加入申込金は、補助対象経費となりますか。**

- A. 対象となりません。

**Q 3 5 . 補助対象経費は、消費税込か税別のどちらで算定しますか。**

A. 税別で算定します。消費税以外にも各種税や送料等が経費に含まれている場合は、その経費についても算定外とします。

**Q 3 6 . 開業前に支出した経費は、補助対象経費となりますか。**

A. 開業日から遡って概ね1年以内の開業に関する準備経費については、対象とします。

**Q 3 7 . 本補助金の交付決定通知が来ましたが、そのあとに備品を購入しました。補助対象経費として追加できますか。**

A. 交付決定以降の経費については、追加算定しません。

**Q 3 8 . DIYで対象物件を改装工事する予定ですが、その材料費は補助対象経費に含まれますか。**

A. 補助対象経費には含みません。

**Q 3 9 . 自宅を増築して、その増築した部分で事務所を開業しました。この場合の補助対象経費は施設整備費になりますか。物件改修工事費になりますか。**

A. この場合は、次の2通りのいずれかで算定します。

- ・増築部分以外の既存建物で改修工事を実施している場合  
… 増築部分も物件改修工事費とします。
- ・増築部分以外で改修工事を行っていない場合  
… 施設整備費とします。

**Q 4 0 . 施設整備費の対象となる物件を新築または購入しましたが、事業に利用しない部分がある場合、施設整備費および物件改修工事費の補助対象経費となりますか。**

A. 事業に利用する部分のみの面積で按分し、施設整備費を計算します。例えば、物件の総面積が180㎡で利用する部分が60㎡の場合、按分率は33.3%となります。施設整備費についてはこの按分率を乗じ補助対象経費を算出することになります。なお、物件改修工事費については、事業に利用する部分のみの工事を補助対象経費とするほか、物件全体に係る工事がある場合は、その該当額については施設整備費で用いた按分率を乗じ物件改修工事費の補助対象経費を算定します。

**Q 4 1 . 無償贈与等、対価の授受によらず土地、建物や備品等を取得する場合、本補助金の対象となりますか。**

A. 無償提供を受けた費用に係る補助対象経費については、補助金額の算定対象としません。しかしながら、補助対象者の条件を全て満たし、その他に算定対象となる補助対象経費がある場合は、本補助金の対象となります。

**Q 4 2 . 土地、建物を取得する際の関連費用は補助対象経費に含まれますか。**

A. 施設整備費が上限額とならない場合に限り、登記費用については対象とします。ただし、各種税や印紙代、登記に直接関係しない経費（郵送料など）は除きます。

**Q 4 3. レジをリースする予定ですが、補助対象経費となりますか。**

A. リースした備品に関しては対象外となります。(レンタル備品についても同様)

**Q 4 4. パソコンに導入するソフトウェアは、備品購入費の対象となりますか。**

A. 営む事業に直接関係のあるソフトウェアに限り、対象とします。

**Q 4 5. 車両は、備品購入費の対象となりますか。**

A. 営む事業に直接関係のある車両に限り、対象とします。法人の場合は、車両の所有者が法人の場合に対象とします。ただし、個人事業主の場合で自家用車としての活用を主とする場合は、対象となりません。また、車両本体および付属品以外の諸費用は算定対象外となります。車両を備品購入費として算定されたい場合は、交付申請書を提出する際に「車検証」および「事業用途で使用していることが判別でき、かつナンバーが写っている車両の写真」を追加で添付してください。

**Q 4 6. 広告費はどのようなものが対象となりますか。**

A. 第三者に事業者や事業内容、取扱商品を周知する目的で、デザインや広告物の製作委託や広告掲載を行う場合は可とします。ただし、次のような場合は広告費の対象外となります。

- ・ 広告物を制作するために購入した備品や消耗品
- ・ 広告宣伝を主目的とせず、汎用的に使用するもの

**Q 4 7. 開業に際して設置する看板などの屋外広告物は、広告費の対象となりますか。**

A. 店舗名の看板や、店舗および事業内容を PR する目的で、店舗やかほく市内に設置する屋外広告物は、広告費の対象となります。

**Q 4 8. 本補助金の交付は、一回限りですか。**

A. お見込みのとおりです。同一の事業主または事業者において、2回目の交付ができない例としては次のとおりです。なお、空き家空き店舗活用事業者は、空き家空き店舗活用事業補助制度（旧制度）を活用した者を含みます。

- ・ 新規創業者として補助制度を活用した者が、空き家空き店舗を活用する場合
- ・ 空き家空き店舗活用事業者として補助制度を活用した者が、その他の空き家空き店舗を活用する場合